



## 前文

未来を担う子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切に育まなければならない。

一方で、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許される行為ではない。

本市には、歴史と伝統に培われ脈々と受け継がれてきた精神文化に基づく規範意識を踏まえ、市民共通の行動指針として策定した青少年の心を育てる市民行動プランあいづっこ宣言（以下「あいづっこ宣言」という。）がある。「ならぬことはならぬものです」の一文に象徴されるあいづっこ宣言の精神を基盤として、市民との連携及び協力の下、いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、いじめの根絶に向けて主体的かつ着実な取組を推進していく必要がある。

こうした認識の下、すべての市民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本市の子どもが安心して学び、健やかに成長することができる会津若松市を実現するため、この条例を制定する。

## 【趣旨】

国においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が平成25年9月28日から施行されています。

会津若松市いじめ防止等に関する条例は、会津若松市としてこの法律の趣旨を踏まえながらいじめの根絶に向けてどのような理念を掲げ、その具体化に向けて取り組んでいくかを示すものです。

この前文は、条例制定の目的や精神を明確にするために設けたものです。

## 【解説】

未来を担う子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切に育まなければならないとの前提の下、すべての市民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本市の子どもが安心して学び、健やかに成長することができる会津若松市を実現するため、この条例を制定するものです。

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許される行為ではないことを示しています。

いじめの根絶に向けては、歴史と伝統に培われ脈々と受け継がれてきた精神文化に基づく規範意識を踏まえ、市民共通の行動指針として策定した青少年の心を育てる市民行動プランあいづっこ宣言にある「ならぬことはならぬものです」の一文に象徴されるあいづっこ宣言の精神を基盤として、市民との連携及び協力の下、いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、主体的かつ着実な取組を推進していくことを示しています。

## ※ 条例制定までの経過

会津若松市は、これまでもあいづっこ宣言の推進や道徳教育の充実などにより規範

意識の高揚を図るとともに、いじめはどの子にも起こり得るとの認識のもといじめ対応マニュアルの配布等によりいじめの早期発見、早期対応に努めてまいりました。

このたびのいじめ防止対策推進法の施行に合わせて市民一丸となってこれまでの取組みをより一層推進するために条例の制定を目指しました。

平成25年	6月28日	いじめ防止対策推進法公布
平成25年	7月18日	いじめ防止対策推進法について各小中学校へ通知
平成25年	9月28日	いじめ防止対策推進法施行
平成25年	10月11日	国がいじめ防止基本方針を策定
平成25年	11月7日	国のいじめ防止基本方針について各小中学校へ通知
平成25年	11月22日	いじめ防止対策推進法の全職員への周知を校長会議において依頼
平成26年	1月5日	あいづっこいじめ防止基本方針（素案）の策定
平成26年	1月8日	会津若松市要保護児童対策地域協議会への説明、協議
平成26年	2月13日	会津若松市PTA連絡協議会役員会への説明、協議
平成26年	2月18日	会津若松市青少年問題協議会への説明、協議
平成26年	4月	各小中学校PTA総会への説明、協議
平成26年	6月3日	民生児童委員協議会理事会への説明、協議
平成26年	7月	県がいじめ防止基本方針を策定
平成26年	12月12日～平成27年	1月13日 パブリックコメントの実施
平成27年	2月26日	条例の提案
平成27年	3月24日	条例の可決
平成27年	3月26日	条例の公布
平成27年	4月1日	条例の施行及び基本方針の策定

あいづっこ宣言

一人をいたわります

二 ありがとう

ごめんなさいを言います

三 がまんをします

四 卑怯なふるまいをしません

五 会津を誇り年上を敬います

六 夢に向かってがんばります

やっつてはならぬ

やらねばならぬ

ならぬことは

ならぬものです

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市、教育委員会等の責務を明らかにするとともに、基本的な方針の策定について定めることにより、もって市民一丸となっていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

**【趣旨】**

本条は、本条例の制定目的を規定するものです。

**【解説】**

この条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえつつ、本市ならではの理念や取組みを定め、市、教育委員会等の責務を明らかにするとともに、基本的な方針の策定について定めることにより、市民一丸となっていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼児部を除く。）で、市の区域内にあるものをいう。
- (3) 市立学校 会津若松市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年会津若松市条例第30号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所、法務局、医療機関その他のいじめ防止等のための対策に関わる機関をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めたものです。

【解説】

(第1号) いじめ

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定を基に定めています。

※ 参考（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの態様（第1号関係）

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 東日本大震災による避難児童等への誹謗中傷や心ない言動 等

※ いじめの構造（第1号関係）

いじめの多くは、「被害者」と「加害者」の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在がいじめを助長し深刻化させます。

しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示す時、いじめは抑制されます。つまり、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるような取組みが必要です。

### (第2号) 学校

学校とは、学校教育法第1条で規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）を指します。

#### ※ 参考（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

### (第3号) 市立学校

市立学校とは、会津若松市立小学校及び中学校設置条例第2条別表に掲げられている小学校及び中学校を指します。

#### ※ 参考（会津若松市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年会津若松市条例第30号）第2条）

##### 別表

名 称	位 置
鶴城小学校	会津若松市追手町2番25号
城北小学校	同 城北町2番1号
行仁小学校	同 行仁町6番1号
城西小学校	同 川原町4番1号
謹教小学校	同 米代一丁目5番33号
日新小学校	同 日新町7番40号
湊小学校	同 湊町大字共和字上馬渡171番地
一箕小学校	同 山見町220番地
松長小学校	同 一箕町松長四丁目9番地の2
永和小学校	同 高野町大字上高野字村内43番地の1
神指小学校	同 神指町大字高瀬字大道東108番地の3
門田小学校	同 門田町大字中野字村前1番地の1
城南小学校	同 門田町大字黒岩字大坪25番地の1
大戸小学校	同 大戸町上三寄大豆田116番地
東山小学校	同 慶山一丁目2番1号
小金井小学校	同 門田町大字日吉字小金井48番地

荒舘小学校	同	北会津町下荒井字八幡前 13 番地
川南小学校	同	北会津町小松 490 番地の 2
河東学園小学校	同	河東町南高野字金剛田 1 番地
第一中学校	同	蚕養町 11 番 1 号
第二中学校	同	城前 1 番 7 号
第三中学校	同	湯川町 4 番 20 号
第四中学校	同	桜町 110 番地
第五中学校	同	門田町大字御山字村下 314 番地
第六中学校	同	神指町大字黒川字湯川東 296 番地
湊中学校	同	湊町大字共和字上馬渡 266 番地の 1
一箕中学校	同	一箕町大字八幡字堰下 70 番地
大戸中学校	同	大戸町上三寄香塩 211 番地の 1
北会津中学校	同	北会津町中荒井 2107 番地の 1
河東中学校	同	河東町広田字東 116 番地

(第 4 号) 児童等

児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒を指します。

※ 参考 (いじめ防止対策推進法第 2 条第 3 項)

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(第 5 号) 保護者

保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）を指します。

※ 参考 (いじめ防止対策推進法第 2 条第 4 項)

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(第 6 号) 市民等

市民等とは、次に掲げる個人等を指します。

- 市内に住む個人
- 市内の事業所等に勤務する個人
- 市内の学校等に在学する個人
- 市内で事業活動を行う個人、企業、団体

(第 7 号) 関係機関等

関係機関等とは、警察署、児童相談所、法務局、医療機関等のいじめ防止等のための対策に関わる機関を指します。

(基本理念)

第3条 いじめ防止等のための対策は、法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) いじめの未然防止に当たっては、市民等があいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を身に付け、その実践に努めること。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努めること。
- (3) いじめは、卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組むこと。

【趣旨】

本条は、本条例におけるいじめ防止等のための対策に係る基本理念を明らかにしたものです。

【解説】

基本理念とは、条例全体の根幹となる最も基本的な考え方です。

法第3条に定める基本理念に加え、次の事項を本市の基本理念に掲げることを定めています。

(第1号)

いじめの未然防止のためには、市民等があいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を身に付け、その実践に努めることを定めています。

(第2号)

いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努めることを定めています。

※ いじめの認知件数を悲観せず、早期発見及び早期解消に努めることが児童等を守るとともに、市民等の信頼が得られるという認識に立ちます。

(第3号)

いじめは、卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組むことを定めています。

※ 参考 (いじめ防止対策推進法第3条)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童

等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめ防止等のための総合的な対策を実施しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、いじめ防止等のために市が行う責務について明らかにしたものです。

**【解説】**

市は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、いじめ防止等のための総合的な対策を実施する責務があることを定めたものです。

**※ 市が行う総合的な対策**

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるとともに、必要な施策を総合的に策定し、実施します。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、基本理念に基づき、市立学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のために教育委員会が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

教育委員会は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務があることを定めたものです。

※ 教育委員会が行う必要な措置

- ① いじめの未然防止、早期発見及び早期解消を円滑に進めるため、いじめに関する相談体制の充実や、学校、保護者、市民等、関係機関等との連携を強化するとともに、必要な体制の整備に努めます。
- ② 学校におけるいじめの未然防止、早期発見及び早期解消に係る取組状況等やいじめの実態の把握に努め、いじめに関する報告を受けた時は、適切かつ迅速に必要な措置を講じます。
- ③ 会津の精神文化を誇りとし、全市民が一丸となっていじめを許さない社会の実現に向けて、「あいづっこ宣言」の実践やいじめの根絶に向けた啓発を行います。

(市立学校の責務)

第6条 市立学校は、基本理念に基づき、教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質の向上及び教職員同士の連携強化に努め、当該市立学校全体でいじめ防止等に取り組まなければならない。

2 市立学校は、児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のために市立学校が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

市立学校は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等と連携しながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質向上及び教職員同士の連携強化に努め、学校全体でいじめ防止等に取り組む責務があることを定めたものです。

(第2項)

市立学校は、児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実に努めなければならないことを定めたものです。

※ 市立学校の責務

- ① すべての児童等が安心・安全に学校生活を送ることができ、一人ひとりが集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくりまします。
- ② 道徳教育の充実に努めるとともに、教育活動全体を通して、命の尊さや自他の人権を守ろうとする心、公共心や規範意識、道徳的実践力などを育成します。
- ③ 児童等自身がいじめの根絶に向けて主体的に考え、発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるような指導及び支援を行います。
- ④ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、学校組織を挙げて児童等一人ひとりの状況把握に努めます。
- ⑤ いじめはどの学校にもどの子にも起こり得ることを意識し、保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめを把握した場合は、学校全体での組織対応を講じ、いじめの早期解消に努めます。併せて、市に報告します。
- ⑥ いじめ防止等のための対策に関する基本方針を策定するとともに、必要な施策を実施します。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、いじめを正しく認識し、その保護する子どもに対し、いじめは卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のために保護者が担う役割について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、いじめを正しく認識し、子どもに対し、いじめは卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であることを十分に理解させることを求めています。

(第2項)

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護することを求めています。

(第3項)

保護者は、市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力することを求めています。

※ 保護者の役割

- ① どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを踏まえ、子どもの自己有用感や規範意識を養い、子どもが伸びやかに成長発達できる環境づくりに努めます。
- ② 子どもがいじめを防止するために、日頃からいじめなどの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するよう働きかけるとともに、保護者も学校や地域住民との情報交換に努め、協力していじめの根絶に取り組みます。
- ③ いじめを発見したり、いじめの恐れがあると思われたりする時は、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報します。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等への情報提供に努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、いじめ防止等のためには、市民等の協力も重要であることから、市民等が担う役割について明らかにしたものです。

**【解説】**

(第1項)

市民等は、いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守りや声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境づくりに努めることを求めています。

(第2項)

市民等は、いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等への情報提供に努めることを求めています。

(児童等の役割)

第9条 児童等は、いじめを行わず、互いに思いやり、いたわりながら、あいづっこ宣言の精神を身に付け、いじめのない明るい学校及び地域での生活を送れるよう努めるものとする。

2 児童等は、いじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、その家族、教職員その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、いじめ防止等のために児童等が担う役割について明らかにしたものです。

**【解説】**

(第1項)

児童等は、いじめを行わず、互いに思いやり、いたわりながら、あいづっこ宣言の精神を身に付け、いじめのない明るい学校及び地域での生活を送ることを求めています。

(第2項)

児童等は、いじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、一人で悩まず家族、教職員、友達その他の関係者に相談することを求めています。

(財政上の措置)

第10条 市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめを防止するための施策を推進するために、必要な財政上の措置を講じるよう努めることを定めたものです。

【解説】

市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

※ 財政上必要な措置は、次のものが考えられます。

- 条例第13条に掲げるいじめの未然防止に係る措置
- 条例第14条に掲げるいじめの早期発見及び早期解消に係る措置
- 条例第15条に掲げる相談体制の整備に係る措置
- 条例第17条に掲げるインターネットを通じて行われるいじめに対する対策に係る措置
- 条例第18条に掲げる研修の実施に係る措置
- 条例第20条に掲げるいじめに対する措置
- 条例第21条に掲げる会津若松市いじめ問題対策連絡協議会の設置に係る措置
- 条例第22条に掲げる会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会の設置に係る措置
- 条例第26条に掲げる会津若松市いじめ調査委員会の設置に係る措置

(市いじめ防止基本方針)

第11条 市は、法第12条の規定により、会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市いじめ防止基本方針は、次の事項を定めるものとする。

- (1) いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめ防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、及びいじめ防止等のための対策の評価を踏まえ、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。

4 市は、市いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第21条第1項に規定する会津若松市いじめ問題対策連絡協議会の意見を聴くものとする。

5 市は、市いじめ防止基本方針を策定したとき及び変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

### 【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第12条の規定により、市がいじめ防止基本方針を策定することを定めたものです。

### 【解説】

(第1項)

市は、法第12条の規定により、市いじめ防止基本方針を策定することを定めています。

#### ※ 参考（いじめ防止対策推進法第12条）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(第2項)

市いじめ防止基本方針においては、次の事項を定めることとしています。

- (1) いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめ防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

(第3項)

市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、及びいじめ防止等のための対策の評価を踏まえ、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更することを定めています。

(第4項)

市は、市いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第21条に規定する会津若松市いじめ問題対策連絡協議会の意見を聴くことを定めています。

(第5項)

市は、市いじめ防止基本方針を策定したとき及び変更したときは、速やかにこれを公表することを定めています。

なお、公表は、市政だより、市ホームページ、リーフレットなどにより行います。

(学校いじめ防止基本方針)

第12条 市立学校は、法第13条の規定により、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。

2 学校いじめ防止基本方針は、市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。

3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定したとき及び変更したときは、これを速やかに公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第13条の規定により、市立学校がいじめ防止基本方針を策定することを定めたものです。

### 【解説】

(第1項)

市立学校は、法第13条の規定により、学校いじめ防止基本方針を策定することを定めています。

#### ※ 参考 (いじめ防止対策推進法第13条)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(第2項)

学校いじめ防止基本方針は、市基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更することを定めています。

(第3項)

市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定したとき及び変更したときは、速やかに公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力が得られるよう努めることを定めています。

なお、公表は、学校だより、あいづっこ Web などにより行います。

#### ※ 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止のための取組、早期発見及び早期解消の在り方、相談体制の充実、指導体制の確立、校内研修の充実などいじめ防止等のための対策の全般に係る内容とします。

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、全ての教職員でいじめの問題に取り組む契機とするなど、下記の点に留意して策定し、策定後は、学校のホームページ等で公開します。

○ 学校いじめ防止基本方針を検討する段階から保護者や地域住民の方にも参画いただくなど、地域の理解と協力が得られるような内容を目指します。

- 児童等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加を確保します。
- より実効性の高い取組を実施するため、適宜、学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかを組織的に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込みます。

(いじめの未然防止のための措置)

第13条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する当該児童等の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、いじめの未然防止のために、教育委員会及び市立学校が取り組むべき事柄について明らかにしたものです。

### 【解説】

#### (第1項)

教育委員会及び市立学校は、いじめを未然防止するためには、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが重要であり、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導の充実を図らなければならぬことを定めています。

#### (第2項)

教育委員会及び市立学校は、市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずることを定めています。

### ※ いじめの未然防止のための教育委員会における取組

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図ることができるよう支援します。
- ② いじめの防止に資する活動であって、児童等が自主的に行うものに対する支援、児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発と必要な措置を講じます。
- ③ 児童等同士、児童等と教職員のよりよい人間関係の醸成を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導の充実を促進し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するよう支援します。
- ④ 保護者・地域との連携による社会規範の育成に努めます。
- ⑤ 教職員や部活動指導者の言動がいじめを誘発することを踏まえ、適切な言葉遣いを意識した指導をするよう徹底します。

### ※ いじめの未然防止のための市立学校における取組

- ① 児童等が、周囲の友人や教職員と信頼関係を構築し、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような学校づくりを行います。

- ② 児童等自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考えて行動できるような働きかけを行います。
- ③ いじめの態様や特質、原因と背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図るとともに、児童等に対しても、日常的にいじめの問題について触れながら、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成します。
- ④ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動、ボランティア活動、読書活動などの様々な活動の推進、生徒指導の充実を図りながら、児童等の人間性や社会性を育むとともに、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- ⑤ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが深く関わっていることを踏まえ、児童等の一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めます。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童等が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童等に提供し、児童等の自己有用感が高められるよう努めます。その際、保護者や地域の人々の協力も求めます。
- ⑦ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払います。

(いじめの早期発見及び早期解消のための措置)

第14条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該市立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、いじめの早期発見及び早期解消のために、教育委員会及び市立学校が取り組むべき事柄について明らかにしたものです。

#### 【解説】

教育委員会及び市立学校は、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、いじめの実態を的確に把握し、児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずることを定めています。

#### ※ いじめの早期発見及び早期解消のための教育委員会における取組

- ① 24時間いじめ相談ダイヤルや福島県弁護士会の電話相談窓口など各種相談窓口の周知を行います。
- ② いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- ③ 児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体との連携を図ります。
- ④ 担任だけでなく複数の教職員の目が行き届き、きめ細かく対応できる環境を整備するため、公務運営の効率化を図り、児童等と向き合う場の確保に努めます。
- ⑤ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

#### ※ いじめの早期発見及び早期解消のための市立学校における取組

- ① いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめの積極的な認知に努めます。
- ② 日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くします。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努めます。

(相談体制の整備)

第15条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

2 教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

### 【趣旨】

本条は、いじめに係る相談体制を整備することを定めたものです。

### 【解説】

(第1項)

教育委員会及び市立学校は、児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備することを定めています。

具体的には、教育委員会においては、相談体制の整備及び市立学校への支援を図るため「いじめ根絶サポートチーム」を学校教育課内に設置します。また、スクールカウンセラー及び心の教室相談員の配置、スクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談員による電話相談窓口の設置などにより相談体制の充実を図ります。

また、市立学校においては、条例第19条の規定により設置する「いじめ防止対策委員会」が相談及び通報の窓口としての役割も果たします。

(第2項)

教育委員会及び市立学校は、相談体制の整備に当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益の擁護に配慮することを定めています。

(関係機関等との連携等)

第16条 市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、市立学校、市民等及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、いじめ防止等のための対策を学校、市民等及び関係機関等との連携を強化し、必要な体制を整備する必要があることを明らかにしたものです。

**【解説】**

市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、市立学校、市民等及び関係機関等との連携の強化など必要な体制の整備に努めることを定めています。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第17条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、当該児童等に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適切に行動するための基本となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないように適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、市立学校、児童等及びその保護者に対し、最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について明らかにしたものです。

#### 【解説】

##### (第1項)

教育委員会及び市立学校は、児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童等に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動を行うことを定めています。

##### (第2項)

教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないように適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関等と連携を図ることを定めています。

##### (第3項)

教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、市立学校、児童等及びその保護者に対し、最新の情報を提供する等必要な措置を講ずることを定めています。

(研修の実施)

第18条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他の資質の向上に必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のための対策に関する研修等について必要な措置を講じることを定めたものです。

【解説】

教育委員会及び市立学校は、市立学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他の資質の向上に取り組まなければならないことを定めています。

(いじめ防止等の対策のための組織)

第19条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該市立学校の複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 【趣旨】

本条は、市立学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を設置することについて定めたものです。

#### 【解説】

市立学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くことを定めています。

具体的には、市立学校に当該市立学校の複数の教職員によって構成される「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家の参加を求めます。

なお、既に各市立学校に設置されている「いじめ根絶チーム」をより機能的な組織となるよう見直したうえで、継続して活用することについては、その名称も含めて当該市立学校の判断に委ねることとします。

#### ※ 「いじめ防止対策委員会」の具体的な役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・進行管理等
- いじめの相談及び通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録
- いじめの疑いに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援、対応方針の決定と保護者や関係機関等との連携等の対応

(いじめに対する措置)

第20条 市立学校の教職員、教育委員会の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けた児童等が在籍する市立学校への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市立学校においていじめの事実が確認されたときに市立学校及び教育委員会において必要な措置を講ずることについて明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

市立学校の教職員、教育委員会の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けた児童等が在籍する市立学校への通報など適切な措置を講ずることを定めています。

(第2項)

市立学校は、第1項の規定による通報を受けたときその他児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告することを定めています。

(第3項)

市立学校は、第2項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラーなど心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うことを定めています。

具体的には、学校長のリーダーシップの下、条例第19条の規定により設置する「いじめ防止対策委員会」を中心に、専門家の意見を聞きながら必要な支援、指導等を行います。

#### (第4項)

教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うことを定めています。

具体的には、教育委員会学校教育課内に設置する「いじめ根絶サポートチーム」を中心に必要な支援、調査等を行います。

#### ※ いじめに対する措置の教育委員会における取組

##### (1) 市立学校からの報告に対する対応

- ① 教育委員会は、市立学校からいじめに係る報告を受けた時は、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示又は自ら必要な調査を行います。
- ② 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

##### (2) 市立学校への指導のあり方及び警察への相談・通報

- ① いじめが起きた場合には、被害児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保するとともに、加害児童等に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。

なお、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組むよう市立学校への適切な指導・助言に努めます。

- ② いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談すべきものや、児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、市立学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取るよう市立学校への適切な指導・助言に努めます。

#### ※ いじめに対する措置の市立学校における取組

- ① いじめの発見に係る通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童等を守り通すとともに、いじめを行った児童等に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。
- ② いじめを発見した、又はいじめに係る通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、教職員全員で情報を共有するとともに、学校内に設置されるいじめ防止対策委員会が中心となり速やかに関係児童等から事情を聴き取るなど、事実の有無の確認を行います。
- ③ いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童等の保護者及びいじめを行った児童等の保護者に連絡します。
- ④ いじめが暴行や傷害等の犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処します。また、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある事案については、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童等を守ります。
- ⑤ いじめを受けた児童等又はその保護者に対しては、必要な支援を行います。
- ⑥ いじめを行った児童等への指導又はその保護者への助言を適切に行います。
- ⑦ いじめを見ていた児童等に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止め

させることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。

- ⑧ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではないことを十分理解し、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻すことができるよう配慮します。

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第21条 いじめ防止等のための対策について、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図るため、法第14条第1項の規定により、会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第14条の規定により、会津若松市いじめ問題対策連絡協議会を置くことを定めたものです。

【解説】

(第1項)

いじめ防止等のための対策について、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図るため、法第14条第1項の規定により、連絡協議会を置くことを定めています。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第14条第1項）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(第2項)

連絡協議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織することを定めています。

(第3項)

第2項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

※ 構成員案（12人以内） 会津若松市青少年問題協議会委員の活用を予定

① 学識経験者（4人）

- ・ 会津若松市社会福祉協議会会長
- ・ 会津若松市父母と教師の会連合会会長
- ・ 会津若松地区保護司会会長
- ・ 会津若松市子ども会育成会連絡協議会会長

② 関係行政機関の職員（5人）

- ・ 福島県家庭裁判所会津若松支部
- ・ 会津若松警察署
- ・ 市内県立学校長連絡協議会
- ・ 会津若松市立小中学校長協議会
- ・ 福島県会津児童相談所

③ 教育委員（1人）

- ・ 会津若松市教育委員会教育委員長

④ 教育行政に関心のある市民（2人）

- ・ 市民公募
- ・ 市民公募

(いじめから守る委員会の設置)

第22条 いじめ防止等のための対策を実効的に行い、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会（以下「いじめから守る委員会」という。）を置く。

2 いじめから守る委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。

(1) いじめ防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関すること。

(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が市立学校に発生した場合における、事実の確認及び調査に関すること。

(3) その他いじめから守る委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 いじめから守る委員会は、いじめ防止等のための対策について、教育委員会に意見を述べることができる。

4 いじめから守る委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

5 前4項に定めるもののほか、いじめから守る委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第14条及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会を置くことを定めたものです。

【解説】

(第1項)

いじめ防止等のための対策を実効的に行い、いじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、いじめから守る委員会を置くことを定めています。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第14条第3項）

第14条

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(第2項)

いじめから守る委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申することを定めています。

(1) いじめ防止等のための対策のあり方やその実効性を高めるための調査研究に関すること。

(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が市立学校

に発生した場合における、事実の確認及び調査に関すること。

- (3) その他いじめから守る委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（第3項）

いじめから守る委員会は、いじめ防止等のための対策について、教育委員会に意見を述べることができることを定めています。

（第4項）

いじめから守る委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織し、教育委員会が必要と認めるときは、臨時委員を若干人置くことができることを定めています。

（第5項）

前4項に定めるもののほか、いじめから守る委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとしています。

※ 構成員案（5人以内）

- ① 学識経験者
- ② 心理の専門家
- ③ 福祉の専門家

※ この委員会は、大学教授、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び学識経験を有する者で構成し、親族など当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成することとし、その公平性及び中立性を確保します。

(重大事態の発生に係る報告)

第23条 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、重大事態の発生に係る市立学校が行う報告について定めたものです。

#### 【解説】

市立学校は、児童等に重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならないことを定めています。

#### ※ 重大事態の意味

① 法第28条第1項第1号に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するかどうかについては、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断します。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

② 法第28条第1項第2号に規定する「相当の期間学校を欠席すること」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするとしているが、日数のみに限らず、児童等の状況等、個々のケースの実態を十分把握する必要があります。

特に、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会は迅速に実態把握に努めます。

また、児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で市立学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告するものとします。

#### ※ 重大事態の報告

市立学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、この報告を受けて市長に事態発生について報告します。

(教育委員会による対処)

第24条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあると申立てがあった場合であつて必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめから守る委員会に調査を行わせるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、重大事態の発生に係る教育委員会の対処について明らかにしたものです。

#### 【解説】

##### (第1項)

教育委員会は、第23条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあると申立てがあった場合で必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめから守る委員会に調査を行わせることを定めています。

##### (第2項)

教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告することを定めています。

##### (第3項)

教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係など必要な情報を適切かつ迅速に提供することを定めています。

##### (第4項)

教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることを定めています。

#### ※ 重大事態への対処

法第28条第1項に規定する「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」は、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うもので

す。

なお、重大事態への対処に係る調査については、条例第24条第1項によりいじめから守る委員会が主体的に行いますが、事実関係を明確するために迅速な対応が必要と判断した場合は、教育委員会に設置されるいじめ根絶サポートチーム又は各市立学校に設置されるいじめ防止対策委員会に当該事案に係る情報提供及び調査への協力を求めるものとします。

#### ※ 重大事態の調査に関わる組織

市立学校は、教育委員会が当該事案の事実関係を調査した結果、重大事態と判断したとき、又は、重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会と連携を図りながら、いじめから守る委員会の調査に協力するものとします。その際、教育委員会及び市立学校は、速やかに必要な組織体制を整備します。

##### <教育委員会の組織体制>

「あいづっこをいじめから守る委員会」を開催し、必要な調査に当たります。

また、いじめ根絶サポートチームは、いじめから守る委員会の依頼に基づき、当該事案に係る情報収集に努めます。

##### <市立学校の組織体制>

いじめ防止対策委員会を母体として、事態の性質に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部の専門家を加えます。

なお、教育委員会に設置するいじめ根絶サポートチームからの派遣を求めることも可能とします。

#### ※ 重大事態の調査の実施に係る留意事項

法第28条第1項に規定する「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」の実施に当たっては、重大事態に至る要因となった下記の点を可能な限り網羅的に明確にすることが必要であるが、この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係について速やかに調査することとします。

- いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったのか。
- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか。
- 学校・教職員がどのように対応したのか。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、市立学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的として行うものです。

#### ※ その他の留意事項

条例第24条第4項の規定に基づき、教育委員会は、当該重大事態に適切に対処することとする。

なお、調査の結果に基づく事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童等に対する出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

また、重大事態の発生により、関係のあった児童等が深く傷つくだけでなく、その他の児童等や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市立学校と教育委員会は、児童等や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

※ 調査結果の報告及び提供(第2・3項)

教育委員会は、いじめから守る委員会の調査が終了したときは、その調査結果を取りまとめ速やかに市長に報告することとします。

その際、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出することとします。

また、教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、児童等やその保護者に対して迅速に情報を提供します。

(市長による対処)

第25条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、次条第1項に規定する会津若松市いじめ調査委員会に前条第1項の規定による調査の結果について、調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

3 市長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 市長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、重大事態の発生に係る市長の対処について明らかにしたものです。

### 【解説】

#### (第1項)

市長は、第24条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、第26条に規定する会津若松市いじめ調査委員会に第24条第1項の規定による調査の結果について再調査を行わせることができることを定めています。

#### (第2項)

市長は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果など必要な情報を適切かつ迅速に提供することを定めています。

#### (第3項)

市長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならないことを定めています。

なお、報告する内容については、個々の事案に応じて適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては、条例第27条及び会津若松市個人情報保護条例（平成15年会津若松市条例第2号）の規定に基づき必要な措置を講ずるものとします。

#### (第4項)

市長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることを定めています。

### ※ 再調査の実施に係る留意事項

市長による再調査についても、市立学校又は教育委員会による調査同様、いじめを

受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があることを認識し、適時、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

※ 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 市長は、再調査の結果を市議会に報告することとし、その報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーについては十分に配慮します。
- ② 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の再発防止のために「いじめ根絶サポートチーム」の指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を当該市立学校及び派遣を希望する市立学校に行います。

(いじめ調査委員会の設置)

第26条 法第30条第2項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、会津若松市いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）を置く。

2 いじめ調査委員会は、市長の諮問に応じ、前条第1項に規定する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 いじめ調査委員会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、会津若松市いじめ調査委員会を置くことを定めたものです。

【解説】

(第1項)

法第30条第2項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、会津若松市いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）を置くことを定めています。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第30条第2項）

第30条

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(第2項)

いじめ調査委員会は、市長の諮問に応じ、条例第25条第1項に規定する事項について調査審議し、その結果を答申することを定めています。

(第3項)

いじめ調査委員会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織することを定めています。

(第4項)

前3項に定めるもののほか、いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

※ いじめ調査委員会の構成員案（5人以内）

- ① 学識経験者
- ② 医療・心理の専門家
- ③ 法律（人権）・福祉の専門家

※ この委員会は、大学教授、弁護士や精神科医などの専門的知識や学識経験を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成することとし、その公平性及び中立性を確保します。

(個人情報の取扱い)

第27条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

**【趣旨】**

本条は、本条例の施行に当たって、取り扱う情報が個人情報に密接に関係することから、個人情報の取扱いについて定めたものです。

**【解説】**

いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない守秘義務を負うことを定めています。

なお、相談、調査等に関係した時点で、守秘義務を負う関係者となります。

また、個人情報の取扱いについては、会津若松市個人情報保護条例の適用を受けることとなります。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第28条 市は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。

2 いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要な協力を求めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、市、いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会が、市立学校以外の学校に対する協力要請について定めたものです。

### 【解説】

#### (第1項)

市は、市立学校を除く学校（私立学校や県立学校など）の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めることを定めています。

例えば、私立学校に通う児童等の保護者（市内在住）から学校でいじめを受けているなどの相談があった場合や市立学校に通う児童等と県立学校に通う児童等の間でいじめが起きているとの情報が保護者から寄せられた場合に、当該私立学校又は県立学校に事実関係の確認や問題解決に向けた協議への参加などの協力を依頼することが想定されます。

#### (第2項)

いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要な協力を求めることを定めています。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

**【趣旨】**

本条は、本条例の施行について必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定めることを定めたものです。

**【解説】**

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規則等に定めることとしています。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 【趣旨】

この条例の施行期日を定めたものです。

### 【解説】

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

なお、この条例の施行と合わせて条例第11条に規定する会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針を策定することとします。